

埼玉県立越ヶ谷高等学校  
定時制の課程

# 生徒募集要項

〒343-0024

埼玉県越谷市越ヶ谷2788番1

TEL 048-965-3421

FAX 048-960-1184

## 第1 一般募集

### 1 募集人員

普通科（共） 80名

### 2 出願資格

本校に入学を志願することのできる者は、次の(1)から(3)までのいずれかの条件を満たし、かつ(4)に該当する者でなければならない。ただし、高等学校又は特別支援学校高等部、若しくは中等教育学校の後期課程に在学している者は出願できない。また、併設型中高一貫教育を実施する中学校から併設型中高一貫教育を実施する高等学校への令和6年度入学予定者及び中等教育学校の前期課程から後期課程への令和6年度進級予定者は出願できない。

(1) 令和6年3月31日までに中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業見込みの者若しくは中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

(2) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校（以下「中学校」という。）を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」に含める。）を修了した者

(3) 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者（学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者）

(4) 志願者は、次のアからウまでのいずれかに該当する者とする。

ア 本人が県内に住所又は勤務地を有することが確実な者

イ 別に定めるところにより、公立高等学校長が出願を承認した者

ウ 別に定めるところにより、本校が出願資格を認定した者

### 3 出願手続

(1) 出願書類

ア 入学願書(様式5)、受検票(様式5-2)

イ 入学選考手数料

入学選考手数料(950円)を所定用紙(納付書兼領収書)により指定の金融機関で納付し、受領済印が押印された所定用紙を、「入学願書」の裏面に貼付し提出すること。なお、所定用紙には志願者本人の住所、氏名、電話番号、中学校名を記入する。一度納付した入学選考手数料は返還しない。

ウ 調査書(様式1)

災害等やむを得ない事由で、所定の調査書を提出できないときは、その事由を記して、これに代わる参考となる資料を提出することができる。

エ 学習の記録等学年内評価分布表(様式3)及び学習の記録等一覧表(様式4)

全日制の課程及び定時制の課程それぞれに志願者がある場合は、両課程に1部ずつ提出すること。

過年度の卒業生が出願する場合及び隣接県の隣接学区以外の県外中学校から出願する場合は、提出する必要はない。

オ 提出した書類は、特に定めのある場合を除き返却しない。

(2) 出願書類の提出方法

**原則、中学校がまとめて郵送による出願とする。**ただし、郵送が難しい場合には、中学校がまとめて持参、志願者が郵送・持参によって提出することもできる。

**ア 志願者又は出身中学校長（在学中学校長を含む。以下同じ）が提出するもの**

(ア) 中学校がまとめて郵送若しくは持参により出願する場合

	中学校がまとめて郵送する場合	中学校がまとめて持参する場合
提出書類	入学願書、受検票、調査書をまとめて提出する。送付票（様式21）を同封すること。なお、受検票の裏面に返信先の「郵便番号」「住所」「氏名」を記入し、223円分の切手を貼ること。（63円＋特定記録郵便代160円）	
提出期間及び受付時間	令和6年2月7日（水）を配達指定日とすること。	令和6年2月7日（水） 午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時30分まで
提出先	本校	
提出方法	「簡易書留」等、配達の記録が残る扱いとし、封筒の表には「入学願書等在中」と朱書きすること。 この他に定められた提出書類がある場合は、同時に提出すること。	出身中学校長が命じた者が窓口を持参すること。 この他に定められた提出書類がある場合は、同時に提出すること。 本校校長は、受領書（様式22）を交付する。
受検票の交付	本校校長は、「受検票」を2月9日（金）午後3時までに特定記録郵便にて郵送手続きを行う。	

(イ) 志願者が郵送若しくは持参により出願する場合

	志願者が郵送する場合	志願者が持参する場合
提出書類	入学願書、受検票、調査書を同封する。受検票の裏面に返信先の「郵便番号」「住所」「氏名」を記入し、223円分の切手を貼ること。（63円＋特定記録郵便代160円）	入学願書、受検票、調査書を同時に提出する。
提出期間及び受付時間	令和6年2月7日（水）を配達指定日とすること。	令和6年2月8日（木） 午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時30分まで 2月9日（金） 午前9時から正午まで
提出先	本校	
提出方法	「簡易書留」等、配達の記録が残る扱いとし、封筒の表には「入学願書等在中」と朱書きすること。 この他に定められた提出書類がある場合は、同時に提出すること。	志願者が窓口を持参すること。 この他に定められた提出書類がある場合は、同時に提出すること。
受検票の交付	本校校長は、「受検票」を2月9日（金）午後3時までに特定記録郵便にて郵送手続きを行う。	本校校長は、「入学願書」等を受領した後、「受検票」を交付する。

**イ 出身中学校長が提出するもの**

	郵送する場合	持参する場合
提出書類	学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表（様式3及び4）	

	郵送する場合	持参する場合
提出期間 及び 受付時間	令和6年2月7日(水)を配達指定日とすること。	令和6年2月8日(木) 午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時30分まで 2月9日(金) 午前9時から正午まで
提出先	本校及び高校教育指導課	
提出方法	「簡易書留」等、配達記録が残る扱いとし、封筒の表には「学習記録等一覧表等在中」と朱書きすること。  (高校教育指導課郵送先) 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課長	直接持参する。
その他	なおアの(ア)により、中学校がまとめて出願する場合、入学願書等と学習記録等学年内評価分布表及び学習記録等一覧表を、同一の封筒で提出することができる。この場合、封筒の表には、「入学願書等在中」と「学習記録等一覧表等在中」を朱書きで併記すること。	

#### 4 併願

- (1) 県公立高等学校及び県立特別支援学校の2校以上に「入学願書」を提出することはできない。
- (2) 本校における全日制の課程と定時制の課程の双方に「入学願書」を提出することはできない。

#### 5 志願先変更

##### (1) 期間

志願者は、次の期間内に1回に限り、志願先を変更することができる。

令和6年2月14日(水)から2月15日(木)まで  
 受付時間は、2月14日(水)は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで  
 2月15日(木)は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

##### (2) 他の学校へ志願先変更するときの手続き

志願先変更を希望する者は、出身中学校長を経て、「志願先変更願」(様式8)及び受検票を、先に出願した高等学校長に持参により提出し、「志願先変更証明書」(様式9)の交付を受けた後、新たに持参により出願手続きをとること。ただし、入学選考手数料については、以下、アによる。

##### ア 入学選考手数料

- (ア) 同一課程において県立高等学校から他の県立高等学校に志願先を変更する場合は、改めて納入する必要はない。
- (イ) 定時制の課程から全日制の課程に志願先を変更する場合は、入学選考手数料の不足分の額(1,250円)を所定用紙により指定の金融機関で納付し、受領済印が押印された所定用紙を、「入学願書」の裏面に貼付し提出すること。なお、所定用紙には志願者本人の住所、氏名、電話番号、中学校名を記入する。ただし、電子出願実施の県立高等学校については、出願手続の案内に従って、電子収納により入学選考手数料の不足分の額(1,250円)を納付する。
- (ウ) 県立高等学校から市立高等学校へ志願先を変更する場合、又は、市立高等学校から県立高等学校へ志願先を変更する場合は、改めて所定の手続きにより納入すること。
- (エ) 一度納入した入学選考手数料は返還しない。

##### イ 学習記録等学年内評価分布表及び学習記録等一覧表

志願先変更があったときは、出身中学校長は新たに出願した高等学校長に速やかに提出する。ただし、既に提出している高等学校の同一の課程に対しては、改めて提出する必要はない。

##### ウ 志願先変更証明書

「志願先変更願」(様式8)が提出された場合は、当該高等学校長は「志願先変更証明書」(様式9)を交付する。

## 6 志願取消

志願取消を希望する者は、出身中学校長を経て、「志願取消届」(様式10)及び受検票を速やかに本校校長に持参により提出する。

## 7 学力検査

- (1) 志願者は、令和6年2月21日(水)に行われる学力検査を受検しなければならない。
- (2) 急病その他やむを得ない事情により学力検査を受検できない場合は、その事由を証明する書類を、出身中学校長を経て、当日までに本校校長に提出しなければならない。  
なお、追検査を受検する場合は「10 追検査」による。
- (3) 学力検査は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科で実施し、中学校学習指導要領に基づいて出題する。英語にはリスニングテストを含む。
- (4) 学力検査会場は、本校とする。
- (5) 学力検査の日程は、次のとおりとする。

時間	8:45~9:20	9:25~10:15 (50分)	休 憩	10:35~11:25 (50分)	休 憩	11:45~12:35 (50分)	昼 食	13:30~14:20 (50分)	休 憩	14:40~15:30 (50分)
教科等	一般諸注意	国語		数学		社会		理科		英語

## 8 面接

- (1) 実施日 令和6年2月22日(木)に実施する。開始時刻は、午前9時とする。ただし、「追検査受検願」(様式16)を提出した志願者は、受検できない。追検査での面接は実施しない。ただし、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜及び定時制の課程における特別募集において追検査を実施した場合は、令和6年3月4日(月)に実施する。
- (2) 方法 個人面接とする。
- (3) 内容 本校校長は、学科等の特色等を踏まえ、質問の内容を定める。
- (4) その他  
ア 集合時刻・場所等の詳細は学力検査終了後に説明する。  
イ 急病その他やむを得ない事情により面接を受けられないときは、その事由を証明する書類を、出身中学校長を経て、当日までに本校校長に提出しなければならない。

## 9 入学許可候補者の発表

- (1) 日時・場所・方法

	ウェブによる発表	掲示による発表
日時	令和6年3月1日(金)午前9時	令和6年3月1日(金)午前10時
場所	<a href="https://nr06.spec.ed.jp/">https://nr06.spec.ed.jp/</a>	本校
備考	本校校長は、受検票を確認し「選抜結果通知書」(様式7)を入学許可候補者に交付する。	

- (2) 入学許可候補者は、令和6年3月1日(金)に、受検票を持参し、本校において本校校長から交付書類を受け取ること。
- (3) 入学許可候補者が、やむを得ない事情により入学を辞退しようとするときは、辞退理由を記した「入学辞退届」(様式自由)を、出身中学校長を経て本校校長に持参により提出する。

## 10 追検査

- (1) 次のア又はイに該当する志願者は、令和6年3月4日(月)に実施する追検査を受検することができる。ただし、令和6年2月22日(木)に実施する面接を受検した志願者は、追検査を受検できない。  
ア インフルエンザ罹患をはじめとするやむを得ない事情により、学力検査を欠席した者  
イ 一部受検者(学力検査当日、急な体調不良等により、学力検査を継続することが難しいと判断された志願者を指す。ただし、追検査を受検できる教科は、体調不良の申し出があった時点で終了していない検査時間以降の教科とする。)
- (2) 出身中学校長は、志願者が学力検査を受検できなかった事情を踏まえ、追検査受検に該当すると判断した場合、速やかに本校校長に連絡するとともに「追検査受検願」(様式16)を令和6年2月22日(木)正午までに本校校長に提出する。
- (3) 本校校長は、追検査の受検を承認したときは、「追検査受検承認証」(様式17)及び、「追検査受検者個人カード(様式23)」を交付する。志願者は「追検査受検者個人カード(様式23)」に必要事項を記入の上、追検査当日に持参すること。
- (4) 追検査は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科で実施し、中学校学習指導要領に基づいて出題する。英語にはリスニングテストを含む。

- (5)「追検査受検願」(様式16)を提出した志願者に対しては、令和6年2月22日(木)の面接は実施しない。また、追検査においても面接は実施しない。ただし、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜、定時制の課程における特別募集においては、令和6年3月4日(月)に面接を実施する。
- (6)追検査の会場は、本校とする。また、追検査の日程及び配点等は学力検査に準ずる。
- (7)追検査入学許可候補者発表

日時	令和6年3月6日(水)午前9時
方法	電話による発表とする。「追検査受検者個人カード(様式23)」に記載された電話番号に、本校から連絡する。

- ア 入学許可候補者は、令和6年3月6日(水)に、受検票を持参し、本校において本校校長から交付書類を受け取ること。
- イ 入学許可候補者が、やむを得ない事情により入学を辞退しようとするときは、9の(3)に準ずる。

## 第2 不登校の生徒などを対象とした特別な選抜

### 1 募集人員等

一般募集で実施する。募集人員は定めず、選抜要領に従って本校の実情に応じて選抜し、入学許可候補者を決定する。ただし、この選抜による入学許可候補者数は、募集人員に含まれる。

### 2 出願資格

令和6年3月31日までに中学校を卒業する見込みの者で、中学校在学中に一過性のつまずきなどにより不本意な中学校生活を送った者で、在学中学校長が、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜による出願に該当すると認めた者。

### 3 出願手続

不登校の生徒などを対象とした特別な選抜を希望する者は、「自己申告書」(様式6)を、在学中学校長を経て、入学願書とともに、本校校長に提出する。「入学願書」(様式5)の記入に当たっては、「特別選抜に関する申告欄」の「不登校の生徒などを対象とした特別な選抜」に○を付す。

### 4 志願先変更

志願先を変更する場合は、新たに志願する高等学校長に改めて「自己申告書」を提出する。なお、先に志願した高等学校長に「自己申告書」を提出しなかった場合、志願先変更をする高等学校長に「自己申告書」を提出することはできない。

### 5 面接

第1の8による。

### 6 その他

ここで定めた内容以外の事項については、第1による。

## 第3 定時制の課程における特別募集

### 1 募集人員

募集人員は、一般募集の募集人員に含まれる。

### 2 出願資格

特別募集に出願できる者は、下記の条件を満たす者とする。

- (1)第1の2の(1)から(3)までのいずれかに該当し、かつ(4)のアに該当する者  
 (2)令和6年3月31日現在、19歳以上の者(平成17年4月1日までに生まれた者)

### 3 出願手続

- (1)出願書類(入学願書、受検票及び志願理由書は、本校で交付する。)  
 ア 入学願書(様式5)、受検票(様式5-2) 「入学願書」の記入に当たっては、「特別選抜に関する申告欄」の「定時制の課程における特別募集」に○を付す。  
 イ 入学選考手数料(第1の3の(1)のイによる。)  
 ウ 志願理由書(様式11)  
 エ 中学校卒業証明書(卒業見込の者は調査書とする。)  
 オ 写真1枚(受検票の所定の位置に貼付する。縦4cm×横3cm、カラー・白黒のいずれも可。裏面に氏名を記入する。)  
 カ その他、本校校長が指示するもの  
 (2)入学願書等の提出期間及び受付時間・場所

令和6年2月8日(木)及び2月9日(金) 本校事務室定時制窓口 受付時間は、2月8日(木)は、午後2時から午後7時まで 2月9日(金)は、午後2時から午後5時までとする。
---

#### 4 志願先変更

(1) 志願者は、次の期間内において1回に限り、志願先を変更することができる。

令和6年2月14日(水)から2月15日(木)まで 受付時間は、2月14日(水)は、午後2時から午後7時まで 2月15日(木)は、午後2時から午後5時までとする。
--

(2) 手続は、第1の5による。

#### 5 併願

県公立高等学校及び県立特別支援学校の2校以上に「入学願書」を提出することはできない。

#### 6 作文

(1) 本校校長は、学校及び学科の特色等を踏まえ、作文の内容を定める。

(2) 令和6年2月21日(水)に実施する。開始時刻は、午前9時25分とする。

#### 7 面接

(1) 面接は個人面接とする。

(2) 本校校長は、学校及び学科の特色等を踏まえ、面接の質問内容を定める。

(3) 令和6年2月21日(水)に実施する。

#### 8 入学許可候補者の発表

第1の9(1)、(2)による。

#### 9 作文による追検査

(1) インフルエンザ罹患をはじめとするやむを得ない事情により、作文及び面接を欠席した志願者は、令和6年3月4日(月)に実施する作文による追検査を受検することができる。

(2) 作文による追検査は第1の10(2)及び(3)に準じ、原則として出身中学校長が手続きを行うこととする。

(3) 作文による追検査を受検した志願者に対しては、令和6年3月4日(月)に面接を実施する。内容は、7(1)及び(2)に準ずる。

(4) 追検査の会場は、本校とする。

(5) 追検査入学許可候補者発表

日時	令和6年3月6日(水)
方法	電話による発表とする。詳細は別途定める。

入学許可候補者は、令和6年3月6日(水)に、受検票を持参し、本校において本校校長から交付書類を受け取ること。

#### 第4 欠員補充

##### 1 実施

入学許可候補者の数が募集人員に満たない場合は、本校校長は、令和6年3月18日(月)から令和6年4月までに欠員補充を行う。

その際、令和6年3月6日(水)午後2時に県庁及び各教育事務所に公示する。公示の内容(欠員補充実施校、募集人員)は、埼玉県教育委員会のホームページにも掲載する。

##### 2 出願資格

第1の2に該当する者。

ただし、いずれかの県公立高等学校の入学許可候補者となった者は、出願することはできない。

なお、入学許可候補者とは、入学許可候補者発表の際に、各高等学校において受検番号を掲示された者及び追検査において電話による発表を受けた者をいう。

##### 3 募集人員

第1の1から、転編入学者の募集人員及び一般募集(定時制における特別募集を含む)における入学許可候補者数を除いた人員を基本とする。詳細については本校の欠員補充募集要項に別に定める。

##### 4 出願手続等

詳細については、本校の欠員補充募集要項に定める。

##### 5 併願

第1の4による。

##### 6 その他

(1) ここで定めた内容以外の事項の詳細については、本校の欠員補充募集要項に定める。

#### 第5 その他

(1) 私立中学校並びに県外及び海外の中学校等から出願する場合、出願承認等の手続が必要となるので、事前に、本校まで問い合わせること。

(2) 第1から第4で定めるほかについては、「令和6年度埼玉県公立高等学校入学者選抜実施要項」による。